

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案

近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が頻発
どこで地震が発生してもおかしくない状況 **頻発**

切迫 東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の
死者数等を10年後に半減

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物の
耐震化率の目標 **約75% 9割**

特定建築物：一定規模以上の多数利用の建築物
(学校、病院、百貨店など)

(耐震改修促進法の改正のポイント)

計画的な耐震化の推進

国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

建築物に対する指導等の強化

道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施

地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(現行の指示等は、百貨店、劇場など不特定多数利用の建築物が対象)

地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

支援措置の拡充

耐震改修計画の認定対象に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加

耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適合事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

効果

地震による死者数・経済被害が減少

東海地震の被害の軽減(耐震化の効果)

死者数 6700人 3200人
経済被害 11.6兆円減少

東南海・南海地震の被害の軽減(耐震化の効果)

死者数 6600人 2900人
経済被害 18.8兆円減少

建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保

仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与